

T&M通信

～税務と経営～

2020年12月号

今月の経営チェックポイント✓

□給与所得の年末調整の月です。原則として、本年最後の給与もしくは賞与の支払をするときに計算します。

【注意】扶養控除等申告書内のマイナンバー記入欄にはマイナンバーを記載しないでください！

□12月、1月決算法人及び個人事業主の方は、賞与等決算対策の準備をして下さい。

□賞与を支払った場合は、「健康保険・厚生年金保険賞与支払届」の提出が必要です。支給日より5日以内に届出書を提出してください。

□税務署、区役所、年金事務所等役所の御用納めは、12月28日（月）です。

□当事務所は12月30日（水）～1月3日（日）までお休みさせていただきます。

□令和2年度の年末調整の変更点

- ①給与所得控除の引き下げ
- ②基礎控除の引き上げ
- ③扶養親族等の合計所得金額の要件等の見直し
- ④所得金額調整控除の創設
- ⑤寡婦（夫）控除の見直し・ひとり親控除の新設

納税期限スケジュール

□固定資産税及び都市計画税の第3期分の納付期限は、京都市は令和2年12月28日（月）、大阪市は令和2年12月25日（金）迄です。



着眼点 「（平均）≠（足して割る）」

税理士 亀元 祐希

2020年も残すところあと1ヵ月となりました。落ち着いてきたと思っていた矢先に第3波が到来し、今年にはコロナウイルスに始まりコロナウイルスに終わる年といえるかもしれません。事業者様の皆様におかれましても経営に対する不安が続いているものと思慮します。しかし一方で、コロナ禍における実体経済の落ち込みとは裏腹に金融市場は好調も好調、日経平均株価は先日29年半ぶりの高値をつけるまで上昇してきました。ということで、今回は日経平均株価の仕組みについてお話したいと思います。

実体経済がこれだけ疲弊しているのになぜ日経平均株価は上がり続けているのか？もちろん個別企業の銘柄で見れば上昇している株もあるでしょうが、日経平均株価も上昇していることに疑問を感じる方もいらっしゃるかもしれません。日経平均株価は上場企業の株式のうち代表的な225銘柄の平均株価から構成されているのですが、これは単純に225銘柄の株価を足して225で割った株価ではなく、銘柄によってウェイトが異なっています。例えばユニクロを展開するファーストリテイリングの株式は日経平均株価の構成比率の約10%、ソフトバンクグループは約5%を占めており、上位5社で日経平均株価の1/4を占めています。そのため、これらの企業の株価が上がれば他の企業の株価が下がっていても日経平均株価は上昇することがあります。平均と言われると「足して割る」がまず思い付きます

が平均の種類にもいろいろな計算方法があるということですね。

皆様のなかにも株式投資をされている方もおられると思います。私は株価予想なんてできませんが投資判断を支える知識の一助になれば幸いです。

最後になりますが、今年も大変お世話になりました。全体的に景気が回復するにはしばらく時間がかかりそうでなかなか心が休まらない日が続きますが、お正月はしっかりお休みになって鋭気を養ってくださいませ。

●贈与税の基礎控除について

贈与税は個人から財産をもらった時にかかる税金です。贈与税は財産の贈与をした人ではなく、財産を受け取った人が納める税金です。その年の1月1日から12月31日までの1年間に贈与により受け取った財産、複数の人から財産の贈与を受けた場合はその合計額に課税されます。贈与税にはその年の1月1日から12月31日までの1年間に受けた贈与に課税する暦年課税制度と、60歳以上の父母、祖父母から20歳以上の子や孫に対する贈与について最大2500万円まで非課税になる相続時精算課税制度があります。

暦年課税の場合、1年間に受け取った財産が110万円以下であれば贈与税はかかりません。この110万円が贈与税の基礎控除です。（この場合、贈与税の申告は要りません。）1月1日から12月31日までの1年間に受けた贈与財産の合計額から基礎控除の110万円を差し引いた金額に贈与税率を乗じた金額が贈与税額になります。

相続税の節税対策としてもこの110万円の基礎控除は有効な手段ですが、贈与税の基礎控除を有効なものにするためにも、契約書を作成する等何らかの証拠を残しておく事をお勧めします。

（文責：田中 恵子）

●令和2年度の年末調整・確定申告についての重要変更事項

令和2年分の所得税には、税制改正事項が複数適用されます。後述します通り、子育て・介護に関して一定の配慮はありますが、全体として増税の方へ向かっています。今年の年末調整・確定申告での納税に影響してまいりますので、ご一読ください。

まず、給与所得控除と公的年金等控除の控除額が10万円引き下げられ、基礎控除の額が10万円引き上げられました。給与所得か年金所得のいずれかの方にとっては控除額の振替があるだけで、基本的に税負担は増えません。ただ、給与所得控除の上限額の引き下げ（220万円⇒195万円）もあるため、給与等の収入金額が850万円を超える人は、税負担が増えることとなります。そこで、子育てや介護をしている人の税負担が増えないよう、給与等の収入金額が850万円を超える人のうち、本人が特別障害者に該当する場合、又は23歳未満の扶養親族や特別障害者控除の対象となる扶養親族等がいる場合に「所得金額調整控除」が追加され、税負担の増加が取り消されます。

また、給与と年金の両方を受給している場合、給与所得控除額と公的年金等控除額がともに10万円ずつ引き下げられることから、基礎控除が10万円引き上げられたとしても税負担が増える可能性があります。そこで、こちらも「所得金額調整控除」が追加され、最高10万円の調整額が控除されます。

その他、ひとり親控除及び寡婦（寡夫）控除についての改正はT&M通信10月号に掲載しています。そちらもあわせてご確認ください。

（文責：田中 ひとみ）